

◆マッセOSAKA公募論文 最優秀賞受賞論文◆

『『ふるさと納税制度』の仕組みと現状』

～自治体の魅力発信の切り口から～

八尾市経済環境部環境施設課

小池 宣康

1. はじめに

『ふるさと納税制度』は、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを促進することができるように、平成19年10月にまとめられた「ふるさと納税研究会報告書」（以下、この研究会を「研究会」、この報告書を「報告書」<sup>[1]</sup>という）を参考として、平成20年4月30日公布の「地方税法等の一部を改正する法律」により制度化されたものである。<sup>[2]</sup>

これは、個人の納税者<sup>[3]</sup>が都道府県や市町村等<sup>[4]</sup>に対して寄附した場合に、住民税において特別の税額控除（特例控除）を住民税所得割額の10%を上限として行い<sup>[5]</sup>、所得税（国税）における所得控除および住民税における原則的な税額控除（寄附金額の10%）の適用とあわせて、寄附金額の5,000円<sup>[6]</sup>を超える部分に関して税負担を軽減するという「寄附金控除」の制度である。

『ふるさと納税制度』が始まって3年が経過したが、この間、各自治体は様々な工夫や取組を行ってきた。具体例としては、寄附者が寄附金の用途を指定しやすいように基金を中心とした寄附メニューを工夫する自治体や、寄附の受入に係る手続きの利便性向上のためクレジット決済を導入したり、また寄附を促すために寄附者の氏名公表や、寄附者へ特産品等の贈呈を行ったりする自治体も増えてきている。

「報告書」では、「地方団体が納税義務者から寄附

を受けるためには、地方団体が、寄附を受けるに相応しい行政を展開していることが前提となるものであり、各地方団体においては、地域の魅力を高めるための継続的な努力、地域における望ましい政治・行政に向けた、たゆまぬ経営改善努力が求められる」と記述する一方で、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、制度を濫用する恐れへの懸念」<sup>[7]</sup>も示している。

本稿では、『ふるさと納税制度』の基本的性格や仕組みを踏まえ、大阪府内の自治体を中心に現状を調査し<sup>[8]</sup>、「報告書」が求めていたことと懸念していたことが、制度化されて3年経た現在どのような状況にあるのか、また地域の魅力発信との関係から考えると、懸念されていたことが実は大きな魅力発信ツールとも考えられるのではないかという観点も含めて、「自治体の魅力発信」という角度から考察を行っていききたい。

2. 『ふるさと納税制度』の基本的性格

2-1 「ふるさと納税」の意義

「報告書」では、「ふるさと納税」の意義として下記の3点をあげている。<sup>[9]</sup>

(1) 納税者の選択による納税者意識の涵養

通常、国及び地方自治体が法令に基づき強制的に

徴税するのに対して、「ふるさと納税」は、税額の一部とはいえ、納税者が自分の意思で納税先を選択でき、税制上及び税理論上画期的な歴史的意義を持つものであり、納税者にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。<sup>[10]</sup>

### (2) 「ふるさと」の大切さの再認識

地方で生まれ育ち、地方を「ふるさと」とする人は多く、自分を育ててくれた「ふるさと」は、親のようにかけがえのないものといえる。

「ふるさと納税」は、「ふるさと」を再認識することにより、「ふるさと」の恩に感謝する本来の人間性への回帰の貴重な契機となる。

### (3) 地方自治体の自治意識の進化

「ふるさと納税」を受けたい全国各地の地方自治体は、魅力を大いにアピールする必要が出てくるため、自らの自治のあり方を問い、進化させる貴重な契機となりえる。

## 2-2 制度の基本的性格 ～「ライフサイクル・バランス論」と「地方応援論」～<sup>[11]</sup>

『ふるさと納税制度』は、「報告書」の中で、下記に示す異なる2つの基本的な考え方によって構成されている。

### (A) ライフサイクル・バランス論<sup>[12]</sup>

地方で教育費などをかけて人材を育てても、都市部で就職して、そこで納税してしまい、地方には税金として還元されることがないという現状がある。

そこから、育ててくれた地方への「恩返し」的な

性格を持ち、人の一生を通じた行政サービス（受益）と税（負担）のバランスをとるための制度と位置づける考え方が「ライフサイクル・バランス論」である。

生まれ育った「ふるさと」に対する納税を、制度の基本とする考え方といえよう。

ただし、現行の『ふるさと納税制度』には、この考え方が基本にはあるものの、この論だけに立つと納税先は「出身地」に限られるが、「出身地」の定義や数十年後の証明、また複数あった場合の取り扱いなどの問題もあり、制度上は、そのように限定されていない。

### (B) 地方応援論<sup>[13]</sup>

『ふるさと納税制度』を都市の住民から地方の住民への「応援」と捉え「応援」の志である寄附を募ることを基本とする考え方である。

疲弊しつつある地方の中で、様々な努力をしている「地方」に対して、都市住民に関心を持って支持をしてもらうことを制度の目的とする考え方であり、納税先は、その納税者が「関心を持った地方」であり、「応援したい地方」となる。

「ふるさと」といっても、二地域居住や、ボランティア活動を通じて関心を持った地域、そしてリタイア後に住みたいと考えている未来志向の「ふるさと」<sup>[14]</sup>も含まれることから、現行の『ふるさと納税制度』が納税先を限定していないことは、この考え方に立っているといえる。

またこの立場に立つと、「ふるさと納税」は「寄附」という性格も重視されることから、納税者の持

図表1<sup>[15]</sup>

	ライフサイクル・バランス論	地方応援論
「ふるさと納税」の性格	恩返し	応援
納税先の限定がない点	定義・技術的困難	積極的に評価
納税先のあり方	本来は出身地	関心のある「地方」全般
「ふるさと」の考え方	出身地	二地域居住／未来志向の「ふるさと」も可
地方間の獲得競争	本来は問題にならない	積極的に評価 (行き過ぎに警戒)
寄附税制との関係	本来は寄附ではない (所得税との関係は微妙)	寄附としての性格も重視
納税者の持ち出し分	なくすべき	「志」分は持ち出すべき (制度促進のために持ち出し分を0とする意見もある)

ち出し分も「地方」を応援する志として積極的に評価することが可能となり、「ふるさと納税」を獲得するための地方間の競争も、「応援されるに足りる地方」であろうとする「努力」として、積極的に評価されることとなる。

(A)の「ライフサイクル・バランス論」は、まさに「ふるさと」に対する納税を制度の基本とする考え方であり、(B)の「地方応援論」は、頑張る「地方」に対して「応援の志」である寄附を募ることを基本とする考え方である。その論点ごとの対応関係は、図表1のようになる。

### 3. 『ふるさと納税制度』の仕組み

平成20年4月30日公布の「地方税法等の一部を改正する法律」により制度化された『ふるさと納税制度』は、従来の地方自治体への寄附金税制を格段に拡充したものであるが、その仕組みを図表2に示す。

「研究会」の中で、所得税を除いた『ふるさと納税制度』は、地方自治体間の税収の奪い合いという

姿が強調され、地方間に強い対立を生じさせることが懸念されていた<sup>[17]</sup>こともあり、国も応分の負担をするべきということから、所得税と連動させて『ふるさと納税制度』が構築されるに至っている。

「研究会」では、できる限りわかりやすく、使いやすい仕組みを目指して検討されているが、「累進税率の下で所得控除方式の寄附金控除」を有する所得税を含めての制度構築は、複雑にならざるを得ないことが図表2をみても明らかであることがわかる。

実際にどの程度の税額の軽減がなされるのか、モデルケースで図表3に示してみる。

また、寄附者の自己負担額が適用下限額である5,000円となるモデルケースや、実際に自らの住民税額を入力すると、いくらまでの寄附金であれば、自己負担額が5,000円となるかを計算できるホームページを用意している自治体も存在する。<sup>[18]</sup>

自己負担額のイメージがわかりやすいので、図表4で紹介させていただく。

脚注6及び図表3にあるように、平成23年分寄附金より、適用下限額が2,000円となることから、寄

図表2

	改正前
対象	都道府県・市町村（特別区）
控除方式	所得控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率 (10%)
控除対象 限度額	総所得金額等の25% (地方自治体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円



(総務省、国税庁HP情報を参考に作成)

	改正後
	都道府県・市町村（特別区）
	税額控除方式
	寄附金のうち、適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除
	【税額控除額の計算方法】
	①（原則控除額）と②（特例控除額）の合計額を税額控除
	（②は、個人住民税所得割額の1割が限度）
	①（寄附金－5000円）×10%
	②（寄附金－5000円）×（90%－[0～40%]）
	↑ 寄附者に適用される所得税の限界税率
	複数の団体に対して寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
	総所得金額等 <sup>[16]</sup> の30% (地方自治体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
	5,000円

図表 3

○単身世帯（扶養なし）の場合の軽減額

（総務省HP情報を参考に作成）

（ ）内は所得税の軽減額

寄附額 給与収入	1万円	3万円	5万円	10万円
500万円	5,000円軽減 (500円)	25,000円軽減 (2,500円)	35,100円軽減 (4,500円)	45,100円軽減 (9,500円)
700万円	5,000円軽減 (1,000円)	25,000円軽減 (5,000円)	45,000円軽減 (9,000円)	69,000円軽減 (19,000円)
1,000万円	5,000円軽減 (1,000円)	25,000円軽減 (5,000円)	45,000円軽減 (9,000円)	93,600円軽減 (19,000円)

○標準世帯（夫婦+子2人【うち1人が特定扶養】）の場合の軽減額

寄附額 給与収入	1万円	3万円	5万円	10万円
500万円	5,000円軽減 (300円)	17,400円軽減 (1,300円)	20,400円軽減 (2,300円)	27,900円軽減 (4,800円)
700万円	5,000円軽減 (500円)	25,000円軽減 (2,500円)	38,400円軽減 (4,500円)	48,400円軽減 (9,500円)
1,000万円	5,000円軽減 (1,000円)	25,000円軽減 (5,000円)	45,000円軽減 (9,000円)	82,500円軽減 (19,000円)

※上記は、平成21年中の寄附金に対して、21年分所得税・22年度住民税での軽減額  
（所得税）平成22年分寄附金より、適用下限額が5000円から2000円となっている。  
（住民税）平成23年分寄附金より、適用下限額が5000円から2000円となっている。  
（平成24年度住民税に反映）

図表 4

○単身世帯（扶養なし）の場合

（大阪府池田市の外部リンクHPより）

給与収入	住民税額	住民税率	所得税率	寄附額
300万円	130,500円	10%	5%	19,000円
500万円	264,500円		10%	37,000円
700万円	408,500円		20%	62,000円
1,000万円	654,500円		20%	97,000円

○標準世帯（夫婦+子2人【うち1人が特定扶養】）の場合

給与収入	住民税額	住民税率	所得税率	寄附額
300万円	58,000円	10%	5%	11,000円
500万円	184,500円		10%	26,000円
700万円	342,500円		20%	53,000円
1,000万円	582,500円		20%	87,000円

附者の裾野は広がると考えられている。

以上のような『ふるさと納税制度』の仕組みを踏まえ、全国的な状況と、大阪府内の各自治体が、実際にどのような工夫や取組を行い、それが寄附額にどのように影響を及ぼしているのかを、府外の特典等について有名な自治体の状況も一部加えて、考察を進めていきたい。

## 4. 『ふるさと納税制度』の現状

### 4-1 全国の寄附金の状況

「報告書」（6頁）によると、平成17年分所得税に係る寄附金控除の適用者数が156,346人、控除額が約269億円であるのに対し、平成18年度分個人住民税に係る寄附金控除の適用者数は6,196人、控除額は38億円にとどまっていた。

図表 5 [19]

都道府県民税	控除適用者数 (人)	寄附金額 [円]	控除額 [円]
平成 21 年度	33,149	7,259,957,874	757,588,735
平成 22 年度	33,104	6,553,182,901	722,794,950

  

市町村民税	控除適用者数 (人)	寄附金額 [円]	控除額 [円]
平成 21 年度	33,149	7,259,957,874	1,134,080,091
平成 22 年度	33,104	6,553,182,901	1,082,661,736

平成21年度及び平成22年度の都道府県・市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除の状況は図表5のとおりである。

『ふるさと納税制度』により、寄附金控除の適用者及び控除額は桁違いに増加していることがわかるが、初年度（平成21年度・平成20年中の寄附金）に比べ、次年度（平成22年度・平成21年中の寄附金）は、若干の減少となっている。

平成20年末のリーマンショック後の経済情勢を鑑みると、減少幅は小さく、高水準の実績を維持していると考えられるが、平成24年度（平成23年中の寄附金）からの適用下限額の引き下げの効果がどの程度か、今後の留意点となる。

#### 4-2 大阪府内及び特典に関する有名自治体の状況

『ふるさと納税制度』が導入された翌年（平成21年）の夏<sup>[20]</sup>と本年（平成23年）の夏に大阪府内44自治体（大阪府、大阪市、各町村含む）のホームページ掲載内容から、各自治体の特典（寄附者に特産物などを寄附に対するお礼として贈る記念品等）、寄附者の氏名公表、寄附の用途メニューや基金、クレジット決済の導入、寄附金額や寄附者数、そして自治体内のどの部署が担当しているかという状況を調べてまとめたものが別表1である。

また、各自治体が用意している特典が具体的にどのようなものであるかを、特典に関して有名な府外の自治体を若干加えて、まとめたものが別表2である。

これらの調査結果を基に、『ふるさと納税制度』の現状を考察していきたい。

##### (1) 特典（記念品等）について

別表1を見ると、大阪府内では、平成21年調査時に特典贈呈を実施している自治体は10であったが、

平成23年調査時には19となり、ほぼ倍増していることがわかる。

別表2で、各自治体の特典の具体的な内容を見ると、大阪府や藤井寺市のように知事や市長の感謝状というものから、池田市のように5,000円相当の特産品等を寄附者が選択できるような豪華なものまであり、また、大阪市や島本町のように記念品と感謝状を併せたり、泉南市のように、市外寄附者に「ふるさと泉南市民証」を特産品等に加えて贈る自治体も見受けられる。

特産品等の中身としては、それぞれの自治体の特産品である農産物やお菓子、地酒等を寄附者の好みにより選択できるようにしているところが多くあり、また、堺市では「堺の包丁、堺の鋏、堺の手拭い」など伝統のある品物をアピールしている。

そして、池田市の場合、記念品を通じて、「ダイハツ」や「日清食品」などの企業が市に所縁のある企業であることがわかるようになっており、四條畷市では、市内在住の絵本作家の「絵本とグッズ」を記念品にすることにより、文化人の在住がわかり、また、岸和田市のように、全国的に認知度の高い「だんじり」を再認識できる内容の場合もある。

その他には、市内の施設の入場券や、お食事券、入浴券、割引券など、市内に訪れてもらう「きっかけづくり」になるものも多く見受けられる。

大阪府内から少し離れるが、北海道紋別市では、「かに」や「オホーツクの流水」など地域色豊かと感じられる特典（記念品）が用意されている。

そして、島根県米子市では、「米子市民体験パック（地元企業協賛品詰合せ）」<sup>[21]</sup>という地元企業11社からの無償提供記念品13点を、3,000円以上の寄附者に対して贈呈し、1万円以上の寄附者には、地元企業とタイアップした記念品（市と企業が費用を折



半) 5,000円相当のもの51品の中から1品を贈り、さらに3万円以上の寄附者には、その記念品を2品としている。

では、これらの特産品等が、寄附額に影響を与えているのであろうか。

米子市の寄附の実績としては、平成21年度の寄附者数は868人であり、前年度比約6.5倍、寄附金額は1,815万1,521円で、前年度比約1.7倍となっている。また、平成22年度の寄附者数は2,453人で、前年度比約2.8倍、寄附金額3,939万8,097円で、前年度比約2.2倍と順調に増加している。

次に、大阪府内で、特典を実施している自治体と、未実施の自治体について、特典の効果についての測定を試みた。単純な寄附金額の比較では、人口規模の大きな自治体と小さな自治体では正確な比較とはならないため、寄附金額を住民基本台帳人口で割って、「住民一人当たりに対する寄附金額」を算出して比較した。

図表6 [22]

平成23年度調査		平成21年度調査	
有	無	有	無
114.2円	28.4円	123.4円	25.5円

限られた公表値の中での試算であるため、ひとつの参考値ではあるものの、大阪府内の自治体での「住民一人当たりに対する寄附金額」を見ると、「特典」が寄附金を集める上で大きな影響力があることがわかる。

また、23年度調査の方が21年度調査よりも若干金額の減少が見られるが、前述の経済環境の影響もあると考えられる。ただし、米子市のように年々「特典」を充実している場合は、寄附金額、寄附者ともに順調な増加を示している。

## (2) 寄附者の氏名公表について

大阪府内で、寄附者の氏名をホームページや広報誌などで公表をしているかどうかを、「特典」と同じ要領で算出比較したものが図表7である。

図表7 [23]

平成23年度調査		平成21年度調査	
有	無	有	無
96.2円	84.4円	51.1円	43.7円

寄附者の氏名公表を行っている自治体は、別表1を見ると、平成21年度調査時の30から、平成23年度調査時の32へと若干の増加を示しており、図表7から、氏名公表実施の自治体の方が「住民一人当たりに対する寄附金額」も多いことがわかるが、「特典」の実施の有無と比べると、その効果はそれほど大きいとはいえない。

## (3) 寄附の対象メニューについて

「報告書」の5頁には、「寄附を受ける地方団体は、寄附の使い途を明らかにし、それがどのような成果につながるのか説明することが求められる。」と記載されている。

この趣旨に従い、多くの自治体が「寄附メニュー」を作成し、また、寄附金が寄附者の指定した使い途(寄附メニュー)に使われることをはっきりさせるために「基金」を利用している自治体が見受けられる。

別表1にあるように、「寄附の対象メニュー」に関する調査は、平成23年度調査で新たに追加して行ったが、「寄附メニュー」を作成していない自治体は、44自治体のうち4自治体にとどまり、22年度寄附金額をホームページ上で公表している自治体は、全て「寄附メニュー」を作成しているため、(1)(2)で行った効果測定はできなかった。

ただし、「寄附メニュー」作成の自治体の中で、基金を利用しているかどうかについては可能であったため、その算出値を図表8で示すと、基金利用有の場合の方が、「住民一人当たりに対する寄附金額」という指標上、大きな数字を示している。

図表8 [24]

基金利用の有無	
有	無
101.9円	82.6円

ここで、実際の基金メニューの参考として、八尾市のホームページ上に掲載されているものを図表9として紹介させていただく。

寄附メニューについては、各自治体が、それぞれの地域特性や課題、事情に応じてメニューを作成し、メニューの中身を説明した上で、その使い途の担保として基金を活用したり、また、基金から実際に、

図表9 「頑張れ八尾応援寄附金」の寄附メニュー [25]

寄附メニュー	基金名	内容	活用状況(説明)
安全・安心	地域安全・安心のまちづくり基金	地域の防犯・防災を推進するための事業の実施や市民活動への支援に活用	基金から助成した市民団体等の事業目的、内容や金額等を年度毎に公表
災害支援	災害支援基金	災害により被災した市民やその他被災者への支援に活用	具体的な使途(見舞金、物資による支援、その他被災者支援)の説明
文化振興	文化振興基金	市民文化の振興事業に活用	基金を活用した事業を、鑑賞型(音楽・公演等)と市民参加型(吹奏楽フェスティバル、河内音頭八尾フェスタ等)に分けて紹介
市民活動支援	市民活動支援基金	市民団体が行う自主的かつ積極的な社会貢献活動の支援に活用	基金から助成した市民団体等の事業目的、内容や金額等を年度毎に公表
地域福祉推進	地域福祉推進基金	地域福祉を推進するための事業の実施や市民活動への支援に活用	基金から助成した市民団体等の事業目的、内容や金額等を年度毎に公表
子ども育成支援	こども夢基金	子どもの明るい未来のために、子どもたちが健やかに育ち次世代育成を推進する事業に活用	基金の設置目的に基づき、更なる子育て施策の充実が図られるよう新たな基金の活用について検討中
産業振興	産業振興基金	ものづくり企業への支援、商工業の活性化など、産業振興事業に活用	基金を活用した事業毎(商工振興拠点施設整備促進事業・ものづくり集積促進奨励金・信用保証料補給金)の金額を公表
緑化推進	緑化基金	生垣設置助成、保全樹木の保護や緑化啓発など、緑化推進事業に活用	基金を活用した内容と実績を年度毎に公表
教育施設整備	公共公益施設整備基金	市立小・中学校の耐震補強事業など、教育施設整備に活用	基金を活用した事業の事業費と基金充当額を年度毎に公表
奨学制度充実	奨学基金	教育の機会均等を図るため、奨学金の給付に活用	基金を活用した奨学生選定実績を年度毎に公表
市長におまかせ	公共公益施設整備基金	公共公益施設の整備及び大規模修繕などに活用	基金を活用した事業の事業費と基金充当額を年度毎に公表
その他	(指定寄附)	その他、寄附者のご意向に沿った魅力あるまちづくりに資する事業に活用	寄附金担当課にて相談

どのような具体的な事業に使用されたかを公表していくことが、「報告書」の求めていた姿であると考えられるが、寄附メニューは、大阪府内の9割の自治体で作成されており、そのうちの半数が基金を利用している状況である。

寄附メニューの最後に、自治体職員が寄附者の「指定する事業」を活用している事例として和泉市の

ケースを図表10で紹介させていただく。

市外に居住し、住民税は居住地である市外の自治体に通常納めている職員も、この『ふるさと納税制度』を利用して、費用負担者としての立場から事業実施に参加することが可能になってくるといふ事例であり、自治体職員としては注目すべきである。

図表10 (和泉市 平成22年度「ふるさと元気寄附の状況」)<sup>[26]</sup>

寄附者	寄附金額	寄附目的	実施事業	金額
市立病院職員 (47件)	3,427,000円	市立病院事業	市立病院院内情報システム導入・オーダーリング端末増設	4,263,000円
匿名(2件)	50,000円	市立病院事業		
匿名(1件)	1,000,000円	市立病院事業外科		

#### (4) クレジット決済について

『ふるさと納税制度』に基く寄附をする場合、通常、申込みを電話や郵送、インターネットなどで行い、それから納付書や振込、現金(持参、郵送)という方法で寄附金の受領が行われることが多い。

平成23年度調査では、「クレジット決済」導入の有無も新たに調査項目に加え、(1)から(3)と同じく、「住民一人当たりに対する寄附金額」を算出して比較を試みたところ、図表11のような結果であり、「特典」に近い影響力がでている。

しかしながら、大阪府内でクレジット決済を導入している6自治体全てが「特典」の贈呈を実施していることから、クレジット決済のみを導入した場合に果たしてここまでの数値がでるのかは、かなり疑問符がつくようにも感じるが、クレジット決済を導入すると、インターネットのみで申込みから支払いまでが完結できるので、遠方から寄附をしてくださる方の利便性を考えると、非常に有益な方法といえることは間違いのないであろう。

図表11<sup>[27]</sup>

クレジット決済導入の有無	
有	無
116.4円	40.3円

## 5. おわりに

以上のとおり、『ふるさと納税制度』の現状をみてきた。その中から、ふるさと納税を多く集めるには、「特典(記念品等)をつけて動機付けを行なうこと」と「クレジット決済による利便性を高めること」が有効な手段であると浮き彫りになった。

特に、「特典(記念品等)をつけて動機付けを行なうこと」は、自治体にとって、地域の魅力や特産品

等を全国的にアピールし、関心を持ってもらい、観光や特産品等の購買につながることから、これを導入することにより地域の活性化につなげていこうという動きが出てきている。大阪府堺市では、庁議の中で市長がはっきりと、「ふるさと納税」が「内外に発信する一つの大きな手段である」と述べ、インセンティブ(特典等)の付与など「ふるさと納税」の取組強化の指示を行ったことが公表<sup>[28]</sup>されている。

「地域、自治体の魅力発信」の角度から考えると、『ふるさと納税制度』の「特典」は、特産物の宣伝や観光に訪れてもらうための誘導ツールとして非常に有益であるといえるのではないだろうか。

筆者は、米子市に「ふるさと納税」をした経験を持つが、タイアップ記念品の中には、中身が気に入れば商品購入を通信販売で行えるような申込書等も入っており、また、毎年「応援基金」の使途報告と「ふるさと納税」の案内を送付してくるので、関心を持ち続けることにもなっている。

「特典」に地元の特産品等を用いることにより、寄附の一部が地元商品の消費に使われることに加えて、通信販売によるリピーターの獲得や、特産品、地元企業等を広く全国の人々に知ってもらう機会となりえている。

ただ、本稿の冒頭で、「研究会」が「報告書」において「地方団体の努力」を求める一方で、「地方団体が寄附者に対して特産品等の贈与を約束するなど、制度を濫用する恐れへの懸念」を示していたことを紹介した。

米子市のような高額な特典は、「研究会」の懸念する「制度の濫用」にあたるのだろうか。

確かに「特典」が高額化しすぎると、「制度の濫用」や「不適切な過度の競争」と言われる可能性があると考えられる。

しかしながら、米子市は現行の「ふるさと納税」



の制度内で、地元の企業と協働し、地域の特産品や魅力を発信する手段として、最大限の活用をしているといえる。

4 (1) で紹介した米子市の3,000円以上の寄附者に対して贈呈する「米子市民体験バック（地元企業協賛品詰合せ）」は、定価換算すると6,000円相当とアピールはされているが、その3分の2は、米子市に赴いて使える「お食事券」であったり、施設の「入館券」や温泉の「入浴券」などであり、また、残りの3分の1は、お茶や醤油、どらやきや石鹸等の試食品や試供品である。

地元の特産品を試してもらった絶好の機会として、地元の企業と協働して懸命に知恵を出している米子市の姿勢に対して、同じ自治体職員として「制度の濫用」とは決して言いたくないという思いが、筆者としては強い。

ただ、「不適切な過度の競争」や「制度の濫用」と言われたいためには、来年度住民税から、適用下限額（自己負担額）が5,000円から2,000円に変わることなども踏まえて、自己負担額を超える「特典」については、各自治体が一定の歯止めを考えつつ、良識ある行動を心がけていくことも、この制度を有効に長続きさせていく大きな力となるのではないだろうか。

最後に、住民税の「受益と負担」、そして国の役割、負担について述べたい。

住民税は、やはり「現在の居住地から受益していることに対する負担」ということを最大限に考慮すれば、**図表3**で示されているような、寄附金控除で減額される住民税と所得税の割合は逆転させる必要があるのではないだろうか。

「ふるさと」や「応援したい地方」に「ふるさと納税」を利用して寄附を行いたいと思う人も、自身が居住して様々な住民サービスを受けている自治体の税収が下がることを考えると複雑な思いにかられるであろう。

国税である所得税において、累進税率に影響を受ける所得控除ではなく、税額控除を用いることにすれば、計算もわかりやすくなるし、寄附金控除で減額される所得税の割合を上げることが可能となる。

国税の割合が大きくなれば、自治体間の奪い合いという懸念も少なくなり、「魅力発信」のための様々な取組が、前述の「地方応援論」の求める「応援されるに足る地方となるための努力」として積極的に評価されることになっていくのではないだろうか。

今後の制度改革に注目していきたい。

#### (追記)

現在、各自治体は積極的に「ふるさと納税」を利用した独自の寄附金制度について拡充、または拡充の検討をしている。

本稿は、各自治体のホームページを一定期間かけて調査した結果をまとめたものであるため、参照している内容が変わっている場合もありえるため、ご容赦いただきたい。

#### 注 釈

- [1] 「報告書」及び「研究会」の「議事要旨」は下記のURL（総務省のHP）にて閲覧可能。  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/))
- [2] 平成20年中（1月から12月）の寄附金が対象となる。（同法附則第3条第7項・第8条第5項）
- [3] 法人に対しても「損金」扱いの優遇措置はあるが、本稿では、自然人である個人を対象に考察していく。
- [4] 「都道府県・市町村・特別区」以外で個人住民税の税額控除が受けられる寄附金の対象団体は、「住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部」および「都道府県・市町村が条例で指定する団体」となっている（地方税法第37条の第2第1項）。また、「東日本大震災に係る日本政府が受け付けた義援金等」も対象となる（平成23年8月総務省よりのお知らせ…総務省HPに掲載）。
- [5] 法的根拠としては地方税法第37条の2、第314条の7であり、所得税法第78条第1項、第2項第1号と併せて、寄附を行う納税者の負担を軽減している。
- [6] 平成23年6月30日公布の「現下の厳しい経済状

況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」により、寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となる（改正内容は平成23年中に行った寄附金から適用され、平成24年度分の個人住民税から控除される）。

[7] 「報告書」 23頁

[8] 平成21年と平成23年の夏季（7月～9月）に各自治体の『ふるさと納税』に関するホームページを閲覧して調査を行った。

[9] 「報告書」 1頁～3頁

[10] 制度としては、「寄附金」であるが、実質的な意味として「納税」と捉えていると考えられる。

[11] 佐藤英明『『ふるさと納税研究会報告書』とふるさと納税制度』ジュリスト1366号 157頁<2008>を参考として標記させていただいている。

[12] 「報告書」 7頁、9頁、10頁

[13] 「報告書」 8頁（1～6行）

[14] 「報告書」 8頁（16～20行）各種アンケート結果から「ふるさと」の定義は人によって様々である。

「研究会」においても様々な議論が行われ、環境問題などに努力している地方団体を「ふるさと」として応援したいと考える人もいれば、寄附をすることを契機として「ふるさと」を作りたい、という未来志向を有する人もいるとの意見もあった。

[15] 佐藤英明「いわゆる『ふるさと納税』制度について」都市問題研究第61巻第3号63頁

[16] 総所得金額等とは、給与のみの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額で、年金のみの場合、年金収入から公的年金控除額を控除した金額となるが、正確には①～④の合計額（繰越控除後）となる。

①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の1/2後の金額（損益通算はそれぞれ1/2前で行う）

③申告分離課税（それぞれ特別控除前）の所得金額の合計額

④退職所得金額、山林所得金額の合計額

[17] 「研究会・議事録要旨」第4回3頁

[18] 大阪府池田市の外部リンクHPから閲覧可能（[http://www.city.ikeda.osaka.jp/news/kifu/kifu\\_02.html](http://www.city.ikeda.osaka.jp/news/kifu/kifu_02.html)）

[19] 総務省HP「寄附金税額控除の調」からの一部抜粋

[20] 平成21年及び平成23年の夏季に調査を行ったが、両年共に概ね7月から9月の間に、各自治体の「ふるさと納税」に関するホームページに掲載されている情報を基に、資料を作成している。

特典、寄附者の氏名公表及び人口数値に関しては両年の結果を、それ以外の事項は、平成23年調査時の結果である。なお、人口数値は、大阪府が公表している住民基本台帳人口である。

[21] 「米子市民体験パック」は、平成21年度は4社7点、22年度は8社10品（5,500円相当）、23年度は11社13点（6,000円相当）と毎年増加しており、タイアップ記念品も18品から36品、そして51品と増えている。また、寄附の実績としては、平成21年度の寄附者数868人（前年度比約6.5倍）、寄附金額1,815万1,521円（前年度比約1.7倍）、平成22年度の寄附者数2,453人（前年度比約2.8倍）、寄附金額3,939万8,097円（前年度比約2.2倍）と順調に増加している。

[22] 「住民一人当たりに対する寄附金額」（寄附金総額÷住民基本台帳人口総数）は、それぞれの年度で、寄附金総額が公表されていた自治体に関して算出可能であったため、平成23年度調査では有8無7自治体、平成21年度調査では有9無11自治体の総額に対する算出結果である。なお、平成23年度調査では、「平成22年度の寄附金額」を「平成23年3月31日付住民基本台帳人口」で除したものであり、平成21年度調査も同様の形での算出をしている。

- [23] それぞれの年度で寄附金総額が公表されていた自治体は、平成23年度調査では有14無1自治体、平成21年度調査では有18無2となっている。
- [24] 平成23年度調査で寄附金総額が公表されていた自治体15の内、基金利用の有は10、無は5であった。
- [25] 大阪府八尾市のHP (<http://www.city.yao.osaka.jp/0000007995.html>) から閲覧可能
- [26] 大阪府和泉市のHP (<http://www.city.izumi.osaka.jp/entry.aspx?id=2632>) から閲覧可能
- [27] 平成23年度調査で寄附金総額が公表されていた自治体15の内、クレジット決済導入有は5、無は10。
- [28] 「堺市庁議事要旨（平成22年1月19日）」は、下記のURLから閲覧可能。  
([http://www.city.sakai.lg.jp/city/\\_seicho/tyougi\\_giji\\_h220119.html](http://www.city.sakai.lg.jp/city/_seicho/tyougi_giji_h220119.html))  
[以前にも、「ふるさと納税」についての取組強化をお願いしたことがある。具体的には、インセンティブの付与や、使途内容などを希望者にとってわかりやすいものにする、また、市外の方へのPRの実施などの検討をお願いした。ふるさと納税については、他市でも、インセンティブについて、いろいろ検討されている。本市においても、新年度に向けて検討を進めてほしい。ふるさと納税は、本市を内外に発信する一つの大きな手段である。] (以上原文のままを抜粋)

別表1 ふるさと応援寄附の対応状況（大阪府市町村）

自治体名	特典 (23年調査)	特典 (21年調査)	22年度寄附額	22年度寄附件数	21年度寄附額	21年度寄附件数	20年度寄附額	20年度寄附件数	累計寄附額	累計寄附件数	氏名公表 (23年調査)	氏名公表 (21年調査)	人口(人) (H23.3.31)	人口(人) (H21.3.31)	寄附メニュー ※(内)は 基金数	クレジット 決済	担当部署 (H23)
1 大阪市	○	○	214,270,000	1,191	112,570,000	1,847	108,666,000	2,605	435,506,000	5,643	×	×	2,537,920	2,525,153	19 (-)	○	政策企画室 企画部 政策企画担当
2 堺市	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	837,977	835,492	12 (10)	×	財政局 財政部 資金課
3 豊中市	○	○	920,300	20	490,081	14	3,433,149	26	4,848,530	60	—	▲	200,851	201,701	11 (5)	○	企画調整部 政策企画課
4 摂生市	×	×	24,892,660	164	31,482,140	606	9,757,613	78	66,132,413	848	○	○	390,379	389,570	10 (10)	×	財務部 財政室
5 池田市	○	○	118,989,462	833	72,491,318	659	287,282,177	—	478,762,957	—	○	○	102,320	102,320	16 (9)	○	総合政策部 政策推進課
6 枚田市	×	×	2,227,000	20	5,280,000	23	2,905,000	10	—	—	○	○	347,930	347,896	6 (6)	×	市民文化部 市民協働推進室
7 高槻市	×	×	806,927	16	1,103,021	19	12,383,040	20	14,292,988	55	○	○	76,251	76,813	2 (-)	×	総合政策部 企画調整課
8 東大阪市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	355,275	355,483	—	—	—
9 貝塚市	○	○	1,120,000	30	2,063,840	29	1,554,170	22	4,738,010	81	○	○	89,938	90,150	8 (25)	×	都市政策部 政策推進課
10 守口市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	144,813	145,471	4 (-)	×	企画財政部 企画課・会計室
11 枚方市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	406,833	406,253	5 (5)	×	財政部 税制課
12 茨木市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	272,023	269,573	—	×	企画財政部 市民課
13 八尾市	×	×	8,035,000	21	—	—	—	—	—	—	○	×	284,775	285,518	11 (10)	×	財政部 債権管理室
14 泉佐野市	○	○	16,577,097	100	10,254,500	176	6,941,000	92	33,772,597	368	○	○	101,620	102,103	6 (5)	○	市長公室 政策推進課
15 富田林市	○	×	—	—	17,059,400	11	6,990,000	—	—	—	×	×	118,702	120,547	4 (-)	×	市長公室 政策推進課
16 富田川市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	239,777	240,424	6 (6)	×	経営企画部 企画政策課
17 河内長野市	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	114,169	115,570	10 (8)	×	市長公室 企画政策室
18 松原市	×	×	873,420	10	—	—	900,000	—	—	—	○	○	124,398	125,670	6 (-)	×	総務部 市長政策室
19 大東市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	124,275	125,384	5 (4)	×	政策推進部 企画総務課
20 和泉市	○	○	26,644,807	100	7,608,000	92	5,305,000	91	39,538,807	283	○	○	185,025	182,678	12 (-)	×	政策企画室
21 箕面市	○	○	6,543,245	81	15,065,710	61	6,438,722	—	280,486,77	—	○	○	127,645	125,515	7 (7)	○	地域創造部 質面営業課
22 羽曳野市	×	×	785,000	7	12,061,000	16	490,000	7	13,336,000	30	▲	▲	72,751	73,892	6 (4)	×	まちづくり部 まちづくり課
23 羽曳野市	×	×	—	—	—	—	2,900,000	—	8,446,215	68	○	▲	117,213	118,780	4 (4)	×	市長公室 政策推進課
24 門真市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	○	▲	127,063	128,908	6 (-)	×	秘書広報課
25 堺津市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	82,844	82,758	—	×	総務防災課
26 高石市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	59,585	60,014	9 (-)	×	政策推進部 企画課
27 藤井寺市	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	66,281	66,052	6 (-)	×	総務部 行財政管理課
28 東大阪市	×	×	—	—	1,013,500	14	925,000	—	—	—	▲	○	487,341	488,613	6 (4)	×	財政部 財政課
29 泉南市	○	○	—	—	—	—	2,061,000	—	5,340,956	167	○	○	64,795	65,278	5 (1)	×	総務部 政策推進課
30 四條畷市	○	×	—	—	498,938	13	1,258,000	25	—	—	▲	▲	56,938	57,095	5 (-)	×	行政経営室 秘書広報課
31 交野市	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	78,400	78,470	5 (5)	×	市長公室 秘書担当
32 大阪狭山市	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	57,479	57,600	6 (5)	×	政策調整室 企画グループ
33 阪南市	×	×	255,000	6	—	—	282,000	—	—	—	○	○	57,931	58,252	6 (-)	×	総務部 総務課
34 三島郡 島本町	○	○	350,800	7	1,307,154	13	610,000	16	5,340,956	167	○	○	29,920	29,382	5 (-)	×	総合政策部 政策推進課
35 豊能郡 能勢町	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	22,948	23,631	3 (-)	×	総務部 税務課
36 豊能郡 能勢町	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	12,132	12,600	—	—	—
37 泉北郡 忠岡町	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	17,658	17,690	4 (-)	×	町長公室 企画財政課
38 泉北郡 熊取町	○	×	—	—	952,000	25	100,000	4	—	—	○	○	44,534	44,419	3 (-)	×	企画財政課
39 泉南郡 田尻町	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	○	▲	8,114	8,114	6 (-)	×	企画人権課
40 泉南郡 岬町	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	17,764	18,351	6 (-)	×	企画制作課
41 南河内郡 太子町	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	14,307	14,415	4 (-)	×	総務政策グループ
42 南河内郡 河南町	×	×	—	—	—	—	—	—	2,244,360	12	○	▲	16,394	16,613	7 (-)	×	総合企画部 秘書政策課
43 千早赤阪	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	▲	6,139	6,411	6 (-)	×	総務課 総務グループ
44 大阪府	○	×	—	—	—	—	—	—	617,213,188	2,851	○	○	8,681,623	8,676,622	10 (10)	○	都市魅力創造高 都市魅力課

※上記内容は、各市ホームページの「ふるさと納税」等のページで確認できたものに限った。  
 ・特典の△・・・実施予定となっているもの  
 ・氏名公表の▲・・・申込書に公表の同意確認欄はあるが、HP上には公表されていない  
 (市の広報誌等に記載のための同意確認欄となっている)

・大阪府の実績額は、9基金のうち、3基金の合計額。  
 (3基金のみふるさと納税ページにて実績額の表示があったため)  
 ※人口は、住民基本台帳人口(大阪府公表値)

44自治体中 ○19 △10 △13 ○20 ▲12 ○17 ▲13 40(31)



別表2 ふるさと応援寄附への特典(記念品)一覧

(大阪府内・その他有名自治体 H23夏季 HPによる調査)

自治体名	内容	H21時点
大阪府	○10万円以上の寄附をした場合、知事名の感謝状を贈呈 ○50万円以上の寄附をした場合、合同感謝状贈呈式(知事出席)にて感謝状を贈呈	×
大阪市	○1万円以上の寄附をした場合、「大阪市立ミュージアム」の招待証を贈呈 ○10万円以上の寄附をした場合、市長感謝状を贈呈 ○100万円以上の寄附をした場合、記念品を贈呈	○
堺市	○市外居住者が1万円以上の寄附をした場合、粗品を贈呈 ○市外居住者が10万円以上の寄附をした場合、下記から1点を贈呈 堺の手拭い 堺の敷物 堺の線香 堺の包丁 堺の昆布 堺の和菓子 堺の鉄 ○市外居住者が100万円以上の寄附をした場合、別の記念品を贈呈	×
岸和田市	○1万円以上の寄附をした場合、下記から1品+だんじり団扇(うちわ)だんじり冊子等を贈呈 クリスタルキーホルダーと横笛 岸和田祭バンダナ2枚セット 原酒だんじり菰樽(300ml) 原酒だんじり(720ml) だんぢりせんべい(10枚入)とだんぢりまんじゅう(3個入) 本醸造・元朝(720ml) 米焼酎・こころもち(720ml) 水なすまんじゅう(8個入)とお好みの味噌を1つ(からし・もろみ・金山寺) だんじり塩昆布詰合せとだんぢりまんじゅう(3個入) こなから坂せんべい(12枚入)と水なすまんじゅう(8個入) だんじり祭ミニはっぴ 芋焼酎・だんじり(720ml)	○
池田市	○1万円以上の寄附をした場合、5,000円相当の特産品等を贈呈 ①炭入り石けん「池田炭」 ②取扱いを終了しました ③清酒「春團治」 ④ピリケンさんグッズセット ⑤日清食品インスタントラーメン詰め合わせセット ⑥不死王閣 昼食+入浴セット(ソフトドリンク付) ⑦不死王閣 ギフト券5,000円分(ソフトドリンク付) ⑧とよす有庵「お八つ」 ⑨とよす 銘菓詰め合わせ ⑩池田市役所内及び池田病院内喫茶「パーラー池田」ふれあいチケット ⑪赤ちゃんの足型彫刻フォトフレーム(デザインA・B)お仕立て券 ⑫瓦せんべい(市制施行70周年記念オリジナル焼印入り)⇒取扱いを終了しました ⑬写真付き飾り皿(皿立付き・12号) ⑭池田 おたなKAIWAI コーヒー&焼き菓子セット ⑮ダイハツ煎餅&サブレ詰め合わせ、カレー、ミニカーセット ⑯～⑲ 「ふくまるワイン」セット ⇒取り扱いを終了しました ⑳ご結婚記念ガラスフォトフレーム(デザインA・B)お仕立て券 ※市内事業者に5,000円相当の謝礼品を募集(送料を事業者負担)	○
貝塚市	○1万円以上の寄附をした場合、記念品(貝塚ゆかりの品)を贈呈 ①「ほの字の里」利用券 ②貝塚産「みずなす」 ③貝塚産「温州みかん」 ④コスモスグッズ「つけ櫛(男性用)」 ⑤コスモスグッズ「つけ櫛(女性用)」 ⑥コスモスグッズ「マグカップ」 ⑦コスモスグッズ「携帯ストラップ」 ⑧コスモスグッズ「湯のみセット(3個入り)」	○
泉佐野市	○1万円以上の寄附をした場合、特産品(フェイスタオル・ハンドタオルセット)を贈呈	○
富田林市	○5,000円以上の寄附をした場合、下記のお礼の品を贈呈 「富茶粥(ふちやがゆ)」 「河内ボン酢 露っこ(つゆっこ)」	×
河内長野市	○1万円以上の寄附をした場合、特産品等(2,000円相当)を贈呈 ①あまみ温泉 南天苑 御食事券 ②天然温泉 河内長野荘 利用補助券 ③歯間ようじ・三角ようじ等デンタル製品詰合せ ④天野酒 生もと純米720ml	△
和泉市	○5,000円以上の寄附をした場合、下記から1点を贈呈 ①和泉市の特産品・・・和泉市の特産品のうち、人造真珠(I-Pearl)を用いたネックレスやタイピンなど ②久保惣記念美術館のオリジナル・グッズ ③道の駅お薦めセット ④ガラス製品	○
箕面市	○1万円以上の寄附をした場合、箕面特産ふるさとセットを贈呈 柚子マーマレード、もみじの天ぷら、箕面麦酒(地ビール)、行者そば、絵はがきのセット	○
藤井寺市	○10万円以上の寄附をした場合、市長感謝状を贈呈	○

大阪府内

泉南市	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、泉南の特産品を贈呈</b></p> <p>①泉州の水なす(浅漬け)セット ②新鮮野菜セット ③泉州の水なす(生茄子)セット ④イチゴセット ⑤泉南の農家のお米 ⑥シイタケ詰め合わせ ⑦泉州銘菓詰め合わせ ⑧泉州村雨詰め合わせ ⑨泉州郷土料理ビン詰めセット ※市外寄付者には、「ふるさと泉南市民証」を送付</p>	〇
四條畷市	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、下記から1品を贈呈</b></p> <p>①地酒・まさつらくん※季節限定(繁田酒店) ②菊水せんべい(平和堂) ③楠公の里・飯盛山・正行まんじゅうの三種詰め合せ(栄久堂吉宗) ④手焼おかき五種詰め合せ(中屋) ⑤絵本とグッズ(四條畷市在住の絵本作家:谷口 智則) ⑥昭和の食卓セット(友好都市:三重県紀北町ギョルメ舎フーズ) ⑦干物セット(友好都市:三重県紀北町ギョルメ舎フーズ)</p>	×
交野市	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、下記から1品を贈呈</b></p> <p>①地酒 ②交野ぶどう ③洋菓子詰め合わせ ④はちみつセット ⑤佃煮詰め合わせ ⑥文化財事業団発行物</p>	×
島本町	<p><b>〇寄附者には、感謝状とポストカードを贈呈</b></p> <p>(1万円以上の寄附の場合、町指定文化財第1号『水無瀬駒』オリジナル携帯ストラップも合わせて贈呈)</p>	〇
熊取町	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、「はまのゆかタオルセット」を贈呈</b></p>	×
田尻町	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、田尻町の特産物を贈呈</b></p>	×
千早赤阪村	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、下記から1点を贈呈</b></p> <p>①特産品等詰め合せセット ②香楠荘日帰りバック補助券 ③香楠荘ご宿泊補助券</p>	×
北海道紋別市	<p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、下記から1点を贈呈</b></p> <p>①「かに」などの海産物 ②「まな板」などの木材加工品 ③「オホーツクの流氷」 ④「ツツジ」などの苗木 ⑤「かまぼこ」などの水産加工品</p> <p><b>〇1万円未満の寄附をした場合、記念切手シートなどを贈呈</b></p>	〇
他 の 有 名 記 念 品 の 自 治 体	<p><b>〇3,000円以上の寄附をした場合、下記の無償提供記念品(全品)を贈呈</b></p> <p>(「無償提供記念品」は、地元企業11社から無償提供された地元特産品など)</p> <p>①丸京製菓「栗入りどらやき」5個パック ②長田茶店・緑茶「大山みどり」ペットボトル1本 ③米子市水道局「よなごの水」ペットボトル(1.5L)1本 ④米子水鳥公園無料入館券1枚(同行者も無料) ⑤伯耆古代の丘公園入場券2枚 ⑥淀江ゆめ温泉入浴券2枚 ⑦ヨネギーズ携帯ストラップ1個 ⑧四季と酒の蔵 稲田屋 1,000円分お食事券 ⑨山陰海鮮炉端かば 1,000円分お食事券 ⑩マナソープ リュクス(洗顔石鹸) 7グラム×1個 泡立てネット付き ⑪「お菓子の壽城 栢の実茶」 ⑫「マツバ」新・白葱発見伝 日帰りプラン500円(宿泊プラン1,000円)割引券 ⑬「白ねぎだし入り醤油【白葱露(はくそうろ)】お試し品」</p> <p><b>〇1万円以上の寄附をした場合、下記のタイアップ記念品(51品)から1点を贈呈</b></p> <p>(「タイアップ記念品」は、米子市と地元企業13社がほぼ費用折半により設定した定価5,000円相当の地元特産品など)</p> <p><b>〇3万円以上の寄附をした場合、下記のタイアップ記念品(51品)から2点を贈呈</b></p> <p>①大山ハム「熟成糸巻ロースハム・ももハム・焼豚3点セット」 ②大山ハム「ハム・ソーセージ類8種類詰め合わせ」 ③皆生温泉旅館組合「皆生温泉水配合ブランド商品セット」 ④カメラのキャノ「大山の写真パネル」 ⑤澤井珈琲「レギュラーコーヒーと手作りクッキー詰め合わせ」 ⑥澤井珈琲「ドリップバッグと手作りクッキー詰め合わせ」 ⑦大山黒牛「ブロック牛肉・特選たたき」 ⑧ながた茶舗「大山みどり(煎茶・抹茶入り煎茶・紅茶)詰め合わせ」 ⑨米吾「吾左衛門鮭(さば・かに・燻しさば)3本セット」 ⑩皆生温泉:海色・湯の宿「松月」宿泊利用5,000円割引商品券 ⑪皆生温泉:「皆生グランドホテル天水」宿泊利用5,000円割引商品券 ⑫皆生温泉:「華水草」宿泊利用5,000円割引商品券 ⑬白鳳の里「どんぐり焼酎・梅酒セット」 ⑭白鳳の里「どんぐり製品詰め合わせ」 ⑮グルメ食品「大山ふるさと和牛(肩ローススライス 500グラム)」 ⑯久米桜酒造「大山Gビール・鬼太郎ビール9本セット」 ⑰久米桜酒造「大山の地酒『くめざくら』バラエティ8本セット」 ⑱丸京製菓「栗入りどらやき」2箱(80個) ※上記18品が平成21年の記念品であり、33品が追加されている(季節により贈呈できない品あり)</p>	<p>〇</p> <p>「無償提供 記念品」 地元企業 4社 7点</p> <p>タイアップ 記念品は 18品から 1品を選択</p> <p>3万円 以上の 設定は なし</p>
島根県米子市		

※H21時点の表示 ○⇒実施 ×⇒未実施 △⇒実施予定